

「影のパンデミック〜女性と女兒に対する暴力〜」への取り組みは急務

公益社団法人日本女医会会長 前田佳子

1)日本におけるDVの現状

「ドメスティック・バイオレンス (domestic violence : DV)」は日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多く、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として2001年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」とも呼ばれています。条文の第一条を見てみましょう。

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

具体的に「配偶者」に含まれるのは、婚姻関係、内縁関係または事実婚、同棲関係にあつた者で、かつ同関係継続中に暴力を行っていた者です。同棲していない交際相手は含まれません。また「暴力」には身体的暴力（叩く・蹴るなど身体または、生命に危害を及ぼす不法な攻撃）と声明・身体に関する脅迫に限定されており、精神的暴力では殺すなどの生命に対する脅迫など、性的暴力で性行為・中絶の強要など、は含まれますが、それ以外の生命と身体に関する脅迫がない場合は含まれません。

DV防止法では、身体的暴力をふるわれた・生命に対する脅迫を受けた被害者および家族が、配偶者と会わないようにするために裁判所に「保護命令」の申立をすることができます。「保護命令」には接近禁止命令、退去命令、電話等

禁止命令、子への接近禁止命令、親族等への接近禁止命令が含まれます。しかし、申立にはいくつもの書類(申立書、戸籍謄本、住民票、法律上の夫婦でない場合は同棲している事実を証明する資料)、身体的暴力・脅迫されていた証拠、費用として収入印紙 1000 円、予納郵便切手 2500 円が必要で、ハードルは高いのが実情です。

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しており 2008 年で 68,196 件でしたが 2018 年で 114,481 件となっています。また、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数も 2008 年で 25,210 件、2018 年で 77,482 件と増加しています。しかし、保護命令の申立件数は 2008 年以降 3,000 件前後と増加しておらず、保護命令の発令件数も 2,500 件前後で変化がありません。そして、DV によって 3 日に 1 人の妻が夫によって殺害、成人女性の 3 人に 1 人が DV 被害を経験、20 人に 1 人は殺されそうな目に遭っています。つまり年間 1200 万件の刑法犯罪が起きているということになり、そのうち 180 万件は殺人未遂事件ということになります。

2)世界における DV と COVID-19

過去 1 年で、世界の 15 歳から 49 歳の女性と女兒の 2.4 億人が身近なパートナーから性的・身体的暴力の被害に遭っています。

国連事務総長アントニオ・グテーレスは、2020 年 3 月 19 日 COVID-19 危機に関する記者会見で、「私たちは、国連の 75 年の歴史で経験したことの無い地球規模の健康危機に直面しています。最貧層や最も脆弱な立場に置かれた人々、とりわけ女性が、最も大きな打撃を受けることを認識しなければなりません。」と述べました。4 月 5 日には「過去数週間にわたり、経済的・社会的な圧力と恐怖が増大し、私たちは DV が世界規模で恐ろしいほど急増するのを目の当たりにしてきました。私は、全ての政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済を、COVID-19 に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とするよう要請いたします。」と声明を出しています。COVID-19 の流行が続き外出制限や都市封鎖を報告する国が増え、自宅での長時間の生活を強いられるために DV が増加しているのです。国連女性機関事務局長のムランボ＝ヌクカはこれを「影のパンデミック」と呼んでいます。

多くの国で DV の報告や相談件数が増加しています。イギリスでは DV の電話相談が 65% 増加、フランスでは配偶者間の暴力が 36% 増加、アルゼンチンでは DV の電話相談が 25% 増加、シンガポールとキプロスでは DV の電話相談が 30% 増加していると報告されています。そして、シェルターの増設や DV 対策予算を増額している国がある一方で、世界の 25% の国では DV から女性を保護する法律すらありません。

3)日本における COVID-19 拡大下の DV 対策

2020 年 4 月 24 日に内閣府男女共同参画局よりメールが届きました。

【特別定額給付金に関する支援（DVで避難されている方向け）】 今回の特別定額給付金（一人10万円）に関して、DVで避難している方への支援があります。DVで避難している方は、お住いの市区町村への事前申出により、給付を受けられます。申出期間は令和2年4月24日（金）から4月30日（木）までです。

たった1週間で締め切りですか？と内閣府に確認いたしました。内閣府は頼まれて協力をしているが、特別給付金の担当は総務省であり、申請期限の4月30日をすぎても申請書を提出することは可能である、という事が分かりました。ただし、世帯ごとの給付申請が始まり、すでに世帯主が先に手続きをすると結果として世帯主から避難していた人に支給ができなくなる可能性があるため4月30日までが望ましい、とのことでした。なぜ初めからそのように告知ができなかったのでしょうか。縦割り行政の弊害がここにも表れており、ジェンダーに関わる政策は省庁をまたいで取り扱い、警察および司法との連携も今まで以上に強固にすべきだと強く提案いたします。

内閣府男女共同参画局では、最寄りの配偶者暴力支援センターにつながるDV相談ナビを運用していますが、これに加え、新たなDV相談事業として4月20日から「DV相談+（プラス）」<https://soudanplus.jp> の運用を開始しました。24時間電話相談窓口に加えてメール相談、SNSを使ったチャット相談も可能となっています。

しかし被害者が、外出制限の要請や在宅勤務などによって四六時中監視されて逃げ場を失っている場合には、電話・メール・SNSにアクセスが出来ないことも想定され、このような人たちへの支援を行う手段が必要です。スペインやフランスでは薬剤師の団体と連携し、全国の薬局で被害者が薬を買いに行く際に通報できる仕組みを立ち上げました。店員に特定の「合言葉」を伝えると店員が警察に通報するというシステムで、加害者が一緒にいても気づかれることなく助けを求めることが出来ます。

COVID-19の拡大で急増するDV被害者を救うためには、国が責任を持って知恵を絞ったワンストップの支援を進めることが急務です。

(2020. 5. 6)